

令和5年 No.17

- 東京学芸大学国際交流／留学生センター要項の制定
- 東京学芸大学保健管理センター要項の制定
- 東京学芸大学ICT／情報基盤センター要項の制定
- 東京学芸大学学生支援センター要項の制定
- 東京学芸大学環境教育研究センター要項の制定
- 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター要項の制定
- 東京学芸大学理科教員高度支援センター要項の制定
- 東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項の制定
- 東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項の制定

改正理由

センター機構及びセンターの組織再編に伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

令和5年3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学国際交流／留学生センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学国際交流／留学生センター要項

東京学芸大学国際交流／留学生センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学保健管理センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学保健管理センター要項

東京学芸大学保健管理センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学 ICT／情報基盤センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学 ICT／情報基盤センター要項

東京学芸大学 ICT／情報基盤センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学学生支援センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学学生支援センター要項

東京学芸大学学生支援センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学環境教育研究センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学環境教育研究センター要項

東京学芸大学環境教育研究センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター要項

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学理科教員高度支援センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学理科教員高度支援センター要項

東京学芸大学理科教員高度支援センター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項

東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項を次のように制定する。

令和5年3月23日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項を別紙のとおり制定する。

〔令和5年3月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程（平成31年規程第13号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学国際交流／留学生センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、外国人留学生に対する教育指導の充実を図るとともに、学生交流を促進し、海外留学する日本人学生を増やし、教育のグローバル化に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人留学生に対する日本語及び日本理解等に関する教育
 - (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の指導助言
 - (3) 外国人留学生に対する教育プログラムと指導法の開発・研究
 - (4) 教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の研修プログラムの開発・研究
 - (5) 海外留学希望者に対する修学上及び生活上の助言並びに派遣留学生の支援
 - (6) 外国人留学生及び派遣留学生のネットワークの構築
 - (7) その他センターの目的を達成するために必要な教育・研究等の業務
- 2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。
- 3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、国際交流／留学生センター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(推進会議)

第5条 センターに、センターの国際交流の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

- (1) センター長
- (2) センターに所属する専任教員
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 学系長

- (5) 附属図書館長
- (6) 国際戦略推進本部から推薦された者 若干名
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者

- 2 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 第1項第3号、第6号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(センター会議)

第6条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

- 2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 センター会議は、議長が主宰する。
- 4 大学教育研究基盤センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

(日本語研修コース)

第7条 大学院等への入学前予備教育として、日本語及び日本事情教育を行うため、センターに日本語研修コースを置く。

- 2 日本語研修コースの実施について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、学務部国際課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て機構長が定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学留学生センター規程（平成10年規程第11号）は廃止する。

東京学芸大学保健管理センター要項

〔令和5年3月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程（平成31年規程第13号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学保健管理センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の健康診断及び健康相談
- (2) 学生の精神衛生に関する業務
- (3) 学生に対する健康診断の事後措置等健康の維持増進についての必要な指導助言
- (4) 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導助言
- (5) 学内の保健計画の実施
- (6) 保健管理の充実向上のための調査研究
- (7) その他必要な業務

(職員)

第4条 センターは、保健管理センター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第5条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教職員をもって組織するセンター会議を置く。

- 2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 センター会議は、議長が主宰する。
- 4 大学教育研究基盤センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。
- 5 センター会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、学務部学生課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て機構長が定める。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）は廃止する。

〔令和 5 年 3 月 23 日〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程（平成31年規程第13号）第16条第 3 項の規定に基づき、東京学芸大学 I C T / 情報基盤センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、学内共同利用施設として、学術研究支援、教育の情報化支援、図書館システム拡充等のための情報基盤整備並びに情報セキュリティ保持及び対策の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学術研究の情報処理支援
 - (2) 学術情報の利用支援及び提供
 - (3) 附属図書館及び学務事務等の電算処理支援
 - (4) 教育の情報化に関する開発研究, 支援及び研修
 - (5) 情報基盤の整備と維持管理
 - (6) 情報セキュリティ保持及び対策並びに啓発活動
 - (7) 国立大学法人情報系センターとの連絡業務
 - (8) その他センターの目的を達成するために必要な業務
- 2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。
- 3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第 4 条 センターは、I C T / 情報基盤センター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第 5 条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する専任教員及び情報基盤課の常勤職員をもって組織するセンター会議を置く。

- 2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 センター会議は、議長が主宰する。

4 大学教育研究基盤センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

（庶務）

第6条 センター会議の庶務は、総務部情報基盤課が処理する。

（要項の改廃）

第7条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て機構長が定める。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学ICTセンター規程（平成元年規程第6号）は廃止する。

東京学芸大学学生支援センター要項

〔令和5年3月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学教育研究基盤センター機構規程（平成31年規程第13号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学学生支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、東京学芸大学における学生相談、学生キャリア支援、障がい学生支援等の充実に資するため、必要な業務を行うことを目的とする。

2 センターに、学生相談室、学生キャリア支援室及び障がい学生支援室（以下「室」という。）を置く。

3 室に、室長を置き、学生支援センター長が指名する教員をもって充てる。

4 室長は、室の業務を統括する。

5 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合に指名される室長の任期は、前任者の残任期間とする。

6 室に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 室を総括し、室間の連絡・調整に関すること。

(2) 学内の関連する機関との連携・協力に関すること。

(3) その他学生支援のために必要なこと。

(センター会議)

第4条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、次に掲げる者をもって組織するセンター会議を置く。

(1) センター長

(2) 学生相談室長

(3) 学生キャリア室長

(4) 障がい学生支援室長

(5) センターの業務を担当する専任教員

(6) その他センター長が必要と認めた者

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 大学教育研究基盤センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

5 センター会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第5条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部学生課が処理する。

（要項の改廃）

第6条 この要項の改廃は、大学教育研究基盤センター機構会議の議を経て機構長が定める。

（雑則）

第7条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学学生支援センター規程（平成26年規程第4号）は廃止する。

東京学芸大学環境教育研究センター要項

〔令和5年3月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学現職教員支援センター機構規程（平成31年規程第14号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 環境教育及び環境教育の現職教員研修に関する調査・研究
- (2) 環境教育教材の研究・開発及び普及
- (3) 教材植物園の整備及び保全・活用
- (4) その他必要な業務

2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。

3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、環境教育研究センター長（以下「センター長」という。）
、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第5条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 現職教員支援センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、財務・研究推進部学系支援課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、現職教員支援センター機構会議の議を経て機構長が定

める。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学環境教育研究センター規程（平成6年規程第13号）は廃止する。

東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター要項

〔令和5年3月23日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学現職教員支援センター機構規程（平成31年規程第14号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学部、大学院、附属学校、教育委員会、公私立学校及び地域社会との緊密な連携を図り、特別支援教育・発達支援・教育臨床に関する調査・研究を行い、もって現職教員の支援及び研修を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 特別な教育的ニーズや発達支援ニーズを有する幼児・児童・生徒への支援に関する研究及び支援方法の開発
- (2) 特別な教育的ニーズや発達支援ニーズを有する幼児・児童・生徒の教育並びに教育支援担当者への支援及び研修
- (3) 教育臨床、教育相談及び教育の現代的課題に関する研究並びに現職教員の支援及び研修
- (4) その他必要な業務

2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。

3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、特別支援教育・教育臨床サポートセンター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第5条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 現職教員支援センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、財務・研究推進部学系支援課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、現職教員支援センター機構会議の議を経て機構長が定める。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学特別支援教育・教育臨床サポートセンター規程（平成16年規程第5号）は廃止する。

東京学芸大学理科教員高度支援センター要項

〔令和5年3月23日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学大学現職教員支援センター機構規程（平成31年規程第14号）第16条第3項の規定に基づき、東京学芸大学理科教員高度支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、理科教育に関する調査と専門的・先導的研究を行い、理科教育に携わる教員を支援するとともに、質の高い教員を育成するための現職教育及び教員養成の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理科教育及び現職教員研修に関する調査・研究
- (2) 現職教員の研修
- (3) 教育委員会等が行う現職教員研修の支援
- (4) その他必要な業務

2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。

3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、理科教員高度支援センター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する兼任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第5条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 現職教員支援センター機構長（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、財務・研究推進部学系支援課が処理する。

(要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、現職教員支援センター機構会議の議を経て機構長が定

める。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学理科教員高度支援センター規程（平成23年規程第22号）は廃止する。

東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項

〔令和5年3月23日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学教育インキュベーションセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、産官学の協働的な取り組みを促進するプラットフォームを運用して、教育におけるオープンイノベーションを先導的に進めるとともに、大学・教育行政・学校等の公共組織・企業との連携・協働、芸術・スポーツ分野の教育研究促進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) Explayground事業の推進
 - (2) 産官学共同研究の推進
 - (3) 特定課題を設定したプロジェクト研究の推進
 - (4) 東京学芸大学におけるブランディング活動の推進及び芸術・スポーツ分野の活動支援
 - (5) 前各号の業務に係る成果を踏まえた教育学部及び大学院教育学研究科における教育活動支援
 - (6) その他必要な業務
- 2 センター業務の運営は、関係する外部機関と連携・協働して行うことができる。
- 3 前条に掲げる目的に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。
- 4 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、教育インキュベーションセンター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(副センター長)

第5条 センターに、必要に応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長を置く場合は、センターの業務を担当する教員のうちからセンタ

一長が指名する。

- 3 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(推進会議)

第6条 センターに、センター業務の推進に関する事項を協議するため、次に掲げる委員をもって組織する推進会議を置く。

- (1) センター長
- (2) センターの業務を担当する教員
- (3) 学長が指名する副学長 若干名
- (4) センターの運営に関わる部長、課長及び室長
- (5) センターの運営に関わる学内関係者のうちから学長が委嘱する者 若干名
- (6) センターの運営に関わる外部機関関係者のうちから学長が委嘱する者 10名程度
- (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者

- 2 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）は、推進会議に出席することができる。

- 3 客員教授等は、推進会議に出席し、専門的事項について意見を述べることができる。

- 4 推進会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

- 5 第1項第5号から第7号までの委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 センター長は、推進会議を招集し、議長となる。

(センター会議)

第7条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

- 2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 3 センター会議は、議長が主宰する。

- 4 機構長は、センター会議に出席することができる。

(ブランディングサイト編集委員会)

第8条 センターに、東京学芸大学のブランディングに係る公式ウェブサイトの管理運営を行うため、広報戦略推進本部のガバナンスの下、ブランディングサイト編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

- 2 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) ブランディングサイト業務を担当する教員
- (2) その他必要に応じてセンター長が委嘱する者 若干名

- 3 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 編集委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員のうちからセンター長が指名する。
- 5 委員長は、編集委員会を招集し、議長となる。
- 6 前各項に定めるもののほか、編集委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

(要項の改廃)

第10条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が定める。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学教育インキュベーションセンター要項（平成31年規程第17号）は廃止する。

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項

〔令和5年3月23日
制 定〕

(趣旨)

第1条 この要項は、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）第15条第3項の規定に基づき、東京学芸大学こどもの学び困難支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、貧困、虐待、不登校などにより教育を受けることが困難な子どもたちの課題（以下「学びの困難な子どもたちの課題」という。）を解決するために、事例のアーカイブを構築しICTを活用した相談機能を整えるとともに、学校のあり方や教員・教育支援職の養成・研修のあり方等を研究・開発し、その成果を大学、教育委員会、学校現場等に発信・展開することを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学びの困難な子どもたちの課題を解決するための、「チームアプローチ」「アウトリーチ」「ICT/AI利活用」の観点に基づく総合的な解決モデルの研究・開発
- (2) 学びの困難な子どもたちの課題解決を支援する力を育む教員・教育支援職の養成・研修カリキュラムの研究・開発
- (3) 教育委員会、NPO等各種団体等と連携した学びの困難な子どもたちの課題に関する事例のアーカイブの構築及び当該集積データに基づいた教育現場からの相談への対応
- (4) 第1号から第3号の研究・開発成果の発信・展開
- (5) その他必要な業務

2 前項に掲げる業務に応じ、センターにプロジェクトを置くことができる。

3 プロジェクトの実施に関し必要な事項は別に定める。

(職員)

第4条 センターは、こどもの学び困難支援センター長（以下「センター長」という。）、センターの業務を担当する専任教員その他必要な教職員をもって組織し、センターの業務を担当する。

(センター会議)

第5条 センターに、センターの業務及び管理運営に関して必要な事項を協議するため、センターの業務を担当する教員をもって組織するセンター会議を置く。

2 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

3 センター会議は、議長が主宰する。

4 東京学芸大学教育インキュベーション推進機構長は（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。

（センターの見直し）

第6条 学長は、センターの運営の状況を踏まえて、必要があると認めるときは、センターの在り方について見直しを行うものとする。

（庶務）

第7条 センターの庶務は、関係各部課の協力を得て財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

（要項の改廃）

第8条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て教育インキュベーション推進機構長（以下「機構長」という。）が定める。

（雑則）

第9条 この要項に定めるもののほか、センターの運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項（令和3年規程第7号）は廃止する。